

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 日本郵便株式会社等以外の者に信書の送達を委託することを禁止する規定の削除

郵便法第四条第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者又は運送営業者等に信書の送達を委託することを禁止する規定を削除すること。  
(郵便法第四条第四項関係)

二 その他

所要の規定の整備を行うこと。